

介護給付費算定に係る体制等に関する届出について(体制届)



Google 提供



令和6年度の介護報酬改定に伴い、介護給付費算定に係る体制等に関する**届出書(体制届)及び添付書類の様式が変更**になります。令和6年4月以降で新たに加算等の算定、変更が有る場合は、新しい様式で提出する必要があります。

届出を行う際の注意事項

①算定の開始時期について

実施するサービスの種類により算定の開始時期は異なります。

また、加算の種別によって下記の取扱いは異なります。(介護職員処遇改善加算など)



サービスの種類	算定の開始時期
<ul style="list-style-type: none">・居宅介護支援・地域密着型通所介護・(介護予防)認知症対応型通所介護・小規模多機能型居宅介護・総合事業(通所型・訪問型)サービス	<ul style="list-style-type: none">①毎月15日以前に届出があった場合 → 翌月から②毎月16日以降に届出があった場合 → 翌々月から
<ul style="list-style-type: none">・(介護予防)認知症対応型共同生活介護・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護	<ul style="list-style-type: none">①届出が受理された日が属する月の翌月から②届出が受理された日が月の初日である場合 → 当該月から

⇒令和6年4月1日から算定する加算の届出は、取扱いが異なります。(詳しくはP5参照)

届出を行う際の注意事項(続き)

②加算の要件を満たさなくなった場合の取扱い

- ・事業所の体制等が加算等の基準に該当しなくなった(該当しなくなるのが明らかになった)ときには、その旨を速やかに届け出る必要があります。
- ・加算等の算定は、加算の要件を満たさなくなった事実が発生した日から行うことはできませんので、ご注意願います。



③その他

- ・加算等の算定に伴い、運営規程の内容に変更が生じた場合には、変更届出書も併せて提出してください。
- ・届出に伴い、利用料金に変更されるものについては、重要事項説明書及び事業所内の掲示事項についても見直しを行ってください。

提出書類・各様式等

ホームページ/<https://www.city.nago.okinawa.jp/kurashi/2020031200024/>

【介護報酬】加算・減算関係の届出について

名護市役所
NAGO CITY OFFICIAL WEB SITE

文字の大きさ 小 中 大 背景色 黒 青 白 音声読み上げ ふりがな

お知らせ 名護市概要 救急・消防・防災 まちづくり アクセス

Google 提供 各施設紹介 組織一覧 各種申請・証明 名護市例規集

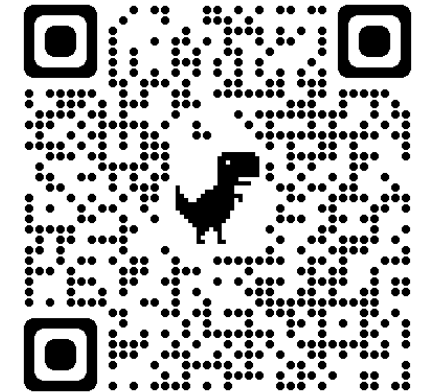
TOP > 暮らしガイド

【介護報酬】加算・減算関係の届出について

介護給付費算定に係る体制等に関する届出

届出を行うサービスごとにご確認ください。

[居宅介護支援事業](#) [地域密着型サービス事業](#) [介護予防・日常生活支援総合事業](#)

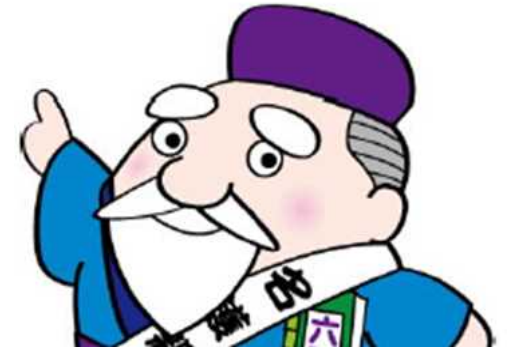


届出は
「サービスごと」
に提出してくだ
さい。

提出書類・各様式等(続き)

提出書類は、下記の4点となります。
注意事項や添付書類の確認をしっかりと行った上で提出してください。

- ① 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- ② 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
- ③ 添付書類確認表
- ④ 添付書類(③の添付書類確認表をご確認ください。)



※令和6年4月以降の体制届については、厚生労働省より新様式が提示され次第、名護市HPに掲載します。(添付資料も同様)

※令和6年4月から算定する加算の届出は令和6年4月15日を提出期限とします。(令和6年5月以降の算定の提出期限については、従前(P2)と同様です)